

真のタックスペイヤーをめざす

UENO



晩秋号

NO.476(11・12月号)



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

中小企業の活性化に資する税制措置の拡充と 歳出・歳入の一体的改革を強く求める!

法人会の「平成29年度税制改正に関する提言」が、9月23日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保す

る必要がある。

○少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。

3. 行政改革の徹底

○消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であり、行革の徹底はその前提である。

○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○軽減税率は何と云っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

5. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組

んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

○中小法人課税について、適用される中小法人の範囲(現行 資本金1億円以下)を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

○納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、欧州主要国と比較すると

限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

○本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税等の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

○円滑な事業承継に資する観点から、取引相場のない株式の評価のあり方を見直すことが必要である。

III 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災については、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う。また、本年4月に起こった熊本地震も含め、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じる。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

1日でわかる! 経理のすべて

〈1日経理セミナー〉



講師

(有) マスエージェント代表取締役

林 忠史氏

経理・簿記の知識は経理担当者だけではなく、全社員が心得ておくべきビジネス社会の常識です。講師の林先生は、人事管理、経営管理等企業の経営相談を行う一方、社員研修実務セミナーの講師としても全国各地で人気の高い方です。今回は、新人の経理担当者、経理実務の簿記、経理の基礎をじっくりと勉強したい方、管理者や営業担当者で決算書の読み方をマスターしたい勉強したい方など幅広い層に向けて講義をいただきました。マイナンバーの実務の留意点なども織り交ぜ、一日の長時間セミナーでしたが、受講者の方から分かりやすい説明でとても良かったなどの感想をいただきました。長時間のセミナー受講お疲れ様でした。



日時 平成28年6月9日(木) 10:00 ~ 16:00

会場 朝日信用金庫西町ビル7階

就業規則

〈管理セミナー〉

作成・見直しのポイント



日時 平成28年7月14日(木) 13:30 ~ 16:30

会場 朝日信用金庫西町ビル7階

社会保険労務士事務所代表の上江誠氏を講師に「就業規則の作成・見直し」をメインとして講義をいただきました。上江先生は、「中小企業には、職場のメンタルヘルスをケアする専門家のサービスが絶対必要である。自分がそれを提供する存在になる」との決意で起業されました。就業規則の作成義務のない小規模事業者でも、就業規則を作成する企業が増えています。本セミナーでは、近年の多様な労使間トラブル事例、助成金活用を見据えた就業規則のポイントなどを、最新の課題への対応を交えながら解説いただきました。時代に合った就業規則かどうかをチェックするうえでも、大変有益なセミナーであったと思います。



講師

Hand in Handコンサルティング
社会保険労務士事務所代表

かみえ まこと
上江 誠氏



安心感を与えるコミュニケーション 「できる職場」に変わる!! 営業力を鍛え、職場も変える! コミュニケーションの底力

〈ビジネスセミナー〉

苦手な営業活動に必ず役立つ!

【日時】平成28年8月8日(月) 13:30 ~ 16:30

【会場】朝日信用金庫西町ビル7階

営業力を鍛え、職場も変えるために「コミュニケーションの底力」をテーマに、Blooming Place 代表松田美紀氏に講義いただきました。松田氏は大手メーカーの販売員教育チームのトップポジションとして、販売員教育体系やブランド発信イベントの新設を行うなどの実績を積み上げてきました。「コミュニケーションのちょっとしたコツ」を伝えることで、毎日をキラキラとしたものにしてもらいたいとの思いで、講義を進めていただきました。個人のコミュニケーション力は組織の目標達成に大きく影響します。受講者からは「安心感を与えるコミュニケーション=できる職場への変革」「営業に対する苦手意識の払拭」など、役に立つセミナーであったと好評でした。



講師

Blooming place 代表
しあわせ会話力
養成コーチ

松田 美紀氏



売掛金回収 プロの極意

〈経営セミナー〉

日時 平成28年9月7日(水) 13:30 ~ 16:30

会場 朝日信用金庫西町ビル7階

「売掛金回収 プロの極意」をテーマに(株)ヒューマンパワー・リサーチ代表取締役社長森真一氏を講師にお招きしセミナーを開催しました。会社を安定させるためには、「売上高の増加」と「売掛金の確実な回収」が必須要件になります。今回は売掛金回収が、万が一不良債権化した場合、法的手続きに頼らず、任意回収で大きな成果をあげるための有効な手法を解説いただきました。講師である森氏はノンバンクで3万人を超える不良債権客に接してきました。その経験を活かした講義は、より具体的・実践的で、「与信管理の精度向上が期待できる」と、受講者の皆さんは熱心に講義を聴講していました。



講師

株式会社ヒューマンパワー
・リサーチ代表取締役社長

もり しんいち
森 真一氏



各支部において支部役員会議が開催され、今年度の会員増強を中心に話し合われました。研修会では東京上野税務署法人課税第一部門幾世橋上席国税調査官に「平成 28 年度法人税制の改正について」をお話いただきました。

竹町支部 <麻生支部長>



平成 28 年 10 月 17 日 (月) 台東地区センター

東上野支部 <尾高支部長>



平成 28 年 10 月 5 日 (水) 東上野地区センター

上野支部 <土肥支部長>



平成 28 年 10 月 13 日 (木) 上野地区センター

入谷支部 <服部支部長>



平成 28 年 10 月 18 日 (火) 入谷区民館

金杉支部 <水野支部長>



平成 28 年 10 月 7 日 (金) 金杉区民館

谷中支部 <佐藤支部長>



平成 28 年 9 月 21 日 (水) 山ざし



▲幾世橋上席国税調査官

竹町支部 【防災訓練】



竹町南地区 (南地区長)

上野消防署、上野消防団の指導・協力でAED実技等を行いました。



平成 28 年 10 月 15 日 (土) 竹南会館・公園

【慶寿会】

二長町地区 (麻生地区長)

103 歳の方を筆頭に御長寿をお迎えの方々をお祝いしました。



平成 28 年 10 月 1 日 (土) 台東一丁目区民館

東上野支部

東上野支部

【東上野地区大運動会】 (尾高支部長)



平成 28 年 10 月 16 日 (日) 旧下谷小学校 幅広い世代の方々が参加し、活気ある運動会となりました。

東上野一丁目地区

【町会バスツアー】 (岩井地区長)



平成 28 年 10 月 2 日 (日) 川場温泉 美味しい料理とゆったり温泉に入り、楽しい一日でした。

東上野神吉地区

【敬老祭】 (桑原地区長)



平成 28 年 9 月 10 日 (土) 神吉会館 女性部手作りの煮物等を食べてながら和やかに歓談しました。

上野支部

上野支部

【区民レクリエーション大会】 (土肥支部長)



平成 28 年 9 月 14 日 (水) 山梨県笛吹市 巨峰狩り体験、信玄餅工場見学等を行い楽しい一日でした。

入谷支部

仲入谷地区

【秋のレクリエーション】 (込山地区長)



平成 28 年 9 月 25 日 (日) 養老溪谷 初めてのトロッコ電車に子供達も大喜びで楽しい一日でした。

入谷中央地区

【町会レクリエーション】 (服部地区長)



平成 28 年 9 月 4 日 (日) 秩父・長瀬 長瀬見学、SL乗車、秩父神社散策等、楽しい一日でした。

光和会地区

【町会レクリエーション】 (幡野地区長)



平成 28 年 9 月 4 日 (日) 牛久大仏 牛久大仏の高さ 120m に参加者はみんな驚いていました。

上車坂町地区

【町会レクリエーションツアー】 (川崎地区長)



平成 28 年 9 月 25 日 (日) 長瀬ライン下り他 長瀬ライン下り、宝登山神社等で楽しい一日を過ごしました。

金杉支部

金杉一丁目地区

【町会レクリエーション】 (鈴木地区長)



平成 28 年 9 月 18 日 (日) 那須温泉 大谷観音で日本最古の石仏を見て感動しました。

【第 63 回】 金杉二丁目地区

【町会大運動会】 (新井地区長)



平成 28 年 10 月 9 日 (日) 金曾木小学校校庭 レースごとにトランプやジャンケン等を行い楽しい一日となりました。



谷中支部

谷中第二地区

【バーベキューを楽しむ】 (山本地区長)



平成 28 年 9 月 25 日 (日) 都立舎人公園 定員を超える参加者で楽しく盛り上がった一日となりました。

「第33回法人会全国大会」が平成28年10月20日(木)、長崎県長崎市にて開催されました。会場の長崎ブリックホールには、全国の法人会より約1,800名が参加し、当会からは会長・副会長が参加致しました。

第1部の記念講演では、地元の長崎総合科学大学教授ブライアン・バークガフニ氏より「地方が生き残るために ～長崎 その歴史 その魅力 その未来～」をテーマとした講演がありました。

第2部の式典では国税庁長官、長崎県知事等よりの来賓挨拶、各活動における優績法人会への表彰に続き、平成29年度税制改正に関する提言の報告がなされました。

第3部の懇親会では、会場をホテルニュー長崎に移し、長崎名物の披露もあり、各地の法人会との和やかな交流の時間を持ちました。



◀(左から) 金海副会長、長澤副会長、小林会長、森重副会長、佐藤副会長

委員会報告

第1回組織委員会

【と き】平成28年9月14日(水) 11:00～
【と ころ】朝日信用金庫西町ビル7階



組織委員会(吉田委員長)が開催されました。今年度の会員増強活動、獲得目標等について話し合われました。

第3回社会貢献委員会

【と き】平成28年9月21日(水) 11:00～
【と ころ】朝日信用金庫西町ビル4階



社会貢献委員会(長岡委員長)が開催されました。緊急時支援エントリーシート登録促進等について話し合われました。

e-Taxを使った

スマートフォンやタブレット端末からでも利用できます。

とても便利な納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください!

※ワット1
手数料が安価です。
1税目1年度
1枚370円(通常400円)

オンライン請求の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) の e-Tax ソフト (WEB版) または e-Tax ソフト (SP版) をご利用ください。

代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。(代理人による受取には委任状が必要となります。)

※ワット2
窓口での待ち時間が短縮できます。

- 1 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成
e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) の e-Tax ソフト (WEB版) から作成できます。
なお、スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト (SP版) から作成できます。
(注) e-Tax を初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。
- 2 オンライン請求
画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付が不要です。
- 3 税務署窓口で本人確認
税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
(※代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)が必要となります。)
- 4 納税証明書の受取
手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

**e-Taxの
利用可能時間**

月曜日～金曜日の8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)
5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Tax に関する最新の情報について e-Tax ホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax の操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

職人経営者と 真の経営者の違い

経営者の仕事とは、
「現場で稼ぐ」ことではなく、
「未来を描く」ことである
……マイケルE、ガーバー……

イチローは偉大な野球選手ですが……彼が優秀な監督になるか？は、未知数です。それは、職人（選手）と経営者（監督）では、必要な資質が異なるからです。

中小企業の経営者は、まず職人タイプの人が多いと思います。まして、税理士などの専門資格者は、中小企業の社長よりも、さらに職人タイプの割合が多いようです。

そういう私も、元は典型的な職人タイプで、社員が増えてきた時に、職人から経営者に自分のステージを変える為に、相当の努力と苦労がありました。

一人で開業してから約10年、今年の売上金額を翌年の経費予算として伸びた分だけが自分の所得というゼロベース経営を続けて、10年で売上高も1億円を超え、所得も初年度の200万円から10年後には2000万円を超えました。

ただ、人を雇っても、自分が職人として一番売上を稼いでいることもあり、「俺の半分しか能力なくせに、なんで俺よりも早く帰るんだよ、俺の倍働くのが当たり前だろ」という気持ちが、いつも心の底に渦巻いていました。

そんな社長の下では良い社風ができるはずもなく、自分のイライラは社員にも伝わり、15人の社員の半分が一度に辞めるという事態も経験しました。

元来、組織がイヤで、「一人でやりたい仕事を自由にしたい」から税理士になった職人タイプでしたから、「経営者にならなくては」と思いながらも、イヤで辞めた組織を自分が創らなければならないというストレスの中で、もがき苦しんでいたと思います。

そんな経験もしながら、「組織とは何か？」「なぜ組織が必要なのか？」と、自問自答を繰り返し、

周りや他人ではなく、自分自身が変化し成長し、職人から経営者へとステージと変え、「経営者になる」という覚悟ができるまで3年近く、自分との戦いが続いたと思います。

職人と経営者の違いを考えると……

■職人は「自分が主役」と考え、経営者は「社員

が主役」と考える

- 職人は「仕事のやり方」を考え、経営者は「事業の目的」を問う
- 職人は「現場」で稼ぎ、経営者は「未来」を描く
- 職人は「自分で稼ぎ」、経営者は「仕組みで稼ぐ」
- 職人は「今を積上げ」、経営者は「未来から逆算する」
- 職人は「細部に拘り」、経営者は「全体を見渡す」
- 職人は「自己実現」を目指し、経営者は「顧客満足」を目指す
- 職人は「自分の限界」で戦い、経営者は「組織の限界」で戦う

職人は、仕事が好きで、自分で利益を稼ぎ出します。でも、そのために仕事のやり方が属人的になり、いくら人を雇っても、自分の限界以上の組織を作れません。

組織の主役は社員だと気づき、社員がイキイキと働き、成長する場をコーディネートするのが、経営者の仕事だと気付いた時に、初めて本当の経営者への第一歩がスタートするのだと思います。

まず、自分自身が目指しているものが「現場の仕事で極める」職人なのか？ それとも、主役の「社員の活躍の場を創り出すための未来を描く」経営者なのか？

それを、明確にする必要があります。どちらも、世の中に必要な大切な役割なのですから……。そして、「経営をしよう」と決心した時に、それを解決する最も有効な手段が、「理念経営」なのです。

社長…あなたの目指すのは、職人ですか？、それとも経営者ですか？。

社長…
あなたの目指すのは、
職人ですか？、
それとも経営者ですか？。

青年部会報告

東京上野税務署 VS (公社) 上野法人会青年部会

ボウリング大会

【とき】平成28年10月11日(火) 18:30～
【ところ】東京ドームボウリングセンター

東京上野税務署と上野法人会青年部会の懇親ボウリング大会を開催致しました。両チーム16名ずつ参加いただき、32名の2ゲームスクラッチで対決しました。北島署長の始球式から始まり、各レーンともストライク、スペアが出るたびに拍手喝采、大変に盛り上がり楽しい大会になりました。団体戦の結果は、4,077点对4,049点の28点差で上野法人会青年部会の勝利となりました。

<文：河田青年副部長、写真：須賀青年副部長>



第4回 役員会

【とき】平成28年10月25日(火) 12:00～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

役員会では、税金ジュニアスクール運営等、中心に話し合われました。



▲富坂部会長



区長と若手経営者との懇談会

【とき】平成28年9月7日(水) 15:00～
【ところ】台東区役所

去る9月7日(水)に服部区長と区内の若手経営者との懇談会が台東区主催で執り行われました。若手経営者として招待されたのは、東京商工会議所台東支部青年部、東京青年会議所台東区委員会、(公社)浅草法人会青年部会、(公社)上野法人会青年部会の4団体で、それぞれの団体3名、合計12名で開催されました。我々上野法人会からは、常見顧問、志賀副部長、そして部長である富坂が出席しました。

この懇談会は、台東区産業の活性化に向け事業者の声を施策に反映させる為に意見、要望等を聴取し産業施策に生かす目的で開催されました。区長に直接話ができるという事で、各団体それ



ぞれに熱く要望内容を伝えていました。

1時間余りではありましたが、大変有意義な時間を過ごすことが出来ました。なおこの懇談会は、これから先も継続的に開催されることなので、次回開催に向け準備をしております。

<文：富坂青年部会長、写真：台東区役所提供>

全法連主催 第30回法人会全国青年の集い 北海道大会

平成28年9月8日(木)・9日(金)
旭川大雪アリーナ

法人会全国青年の集い北海道大会が旭川大雪アリーナを中心として9月8日・9日で開催されました。上野法人会からは佐藤青年担当副会長をはじめとし、青年部会から17名が旭川の地へと集まりました。

今回で30回目を迎えるこの大会には全国441単位会より約2,700名が参加し、過去最高の参加者数を誇ることとなりました。

租税教育活動プレゼンテーションでは全国各地より選抜された11法人会がしのぎを削っておこなわれました。この活動には広島局連が力を入れ、5年連続で最優秀賞を獲得してきましたが、その積み上げてきたノウハウを制し、本年度の最優秀賞は鹿児島県鹿屋肝属(かのやきもつき)法人会「一緒に楽しく学ぼう税(ぜい)！」となりました。事業として地域ぐるみで取り組み、企画立案からプレゼン作成まで実に3年越しの挑戦というプレゼンテーションで、結果発表の際には思わず涙腺が緩んでいた会員もいたようです。その様子は、年明け頃に事務局にDVDが配布されるそうなので、皆様もぜひご覧いただきたいと思います。

そしてまた27年度青年部会員増強表彰では我が上野法人会が奨励賞を獲得しました。

会場に併設された物産展では食料自給率200%を超える北海道に相応しく、新鮮な海の幸、山の幸をふんだんに取り揃えた実演販売を行い、地元青年部もぷりぷりの焼きガキを格安で販売する



14:00～15:45 大会式典 16:15～17:30 記念講演
【演題】「夢は、努力でかなえる」
【講師】葛西 紀明氏 (土屋ホーム所属 スキージャパン選手兼任監督)



など汗水を流した「おもてなし」と「地域振興」の両立を実践していました。

また、今回幹事を務められた志賀副部長の尽力により地元の名酒蔵「男山」の見学も行きました。通常では入れない工場のラインや室(むろ)を杜氏 北村氏の案内でまわりました。貯蔵タンクの上では、酒税を計算する方法を教わり、今も昔も変わることなく、タンクに棒を入れ濡れた長さをもとに酒量を計算し、帳簿に記載するそうです。また、数年に1回その税務調査が入るので、ミスをする大変なことになると教えていただきました。

懇親会では、租税教室の改善点や各学校での注意点、更に今後開催される署対抗ボウリング大会、全法連関連の事業の趣旨説明、動員が図られました。

1泊2日の北海道という時間の短い行程ではありましたが、部会員の意欲向上と結束を固め、今後の活動にエネルギーをもらう「集い」となりました。

末筆ではありますが、ご協力、ご尽力くださった全ての方々へ御礼を申し上げます。

<文：石井青年幹事、写真：須賀青年副部長>



上野法人会 女性部会 管外研修会

山中湖KABAバスとぶどう狩り

(水陸両用バス)



【日時】平成28年9月29日(木) 8:30~
【場所】山梨県山中湖周辺

スケジュール

上野(出発) → 山中湖(水陸両用バス) → 昼食
→ 一古園(ぶどう狩り) → 上野(到着)



中立部会長



KABAバス乗り場にて撮影



「KABAバス」は、はじめ森の中を走ってそのまま湖へとダイブ!すごい迫力でした。



勝沼の一古園にてぶどう狩り。この時期旬の「ベリーA」という品種を頂きました。とても甘くて美味しかったです。



女性部会

女性部会 正副部会長会議 〈絵はがきコンクール選考会〉

【日時】平成28年10月4日(火) 13:30~
【場所】朝日信用金庫西町ビル4階 会議室



女性部会(中立部会長)では、管内の9小学校で「絵はがきコンクール」を開催し、462作品の応募作の中から、入選作品を決定するための一次選考会が行われました。



源泉部会

第3回研修会

「源泉徴収事務の基礎」

【とき】平成28年9月8日(木) 13:30~15:30
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階
【講師】東京上野税務署法人課税第二部門
平部祐子上席国税調査官



第4回研修会

「年末調整と法定調書の作成」

【とき】平成28年10月27日(木) 13:30~16:00
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階
【講師】東京上野税務署法人課税第二部門
平部祐子上席国税調査官他



優秀な人材確保と定着に向けた

採用と社員教育のポイント

株式会社CCファーム代表取締役 大嶽圭子

ご存じのように、現在の雇用市場は「売り手市場」といわれています。

今年5月の（2016年7月1日発表）有効求人倍率は、1.36倍と1991年10月以来24年7か月ぶりの高水準となりました。

少子高齢化により、労働人口も減少する中、企業はより一層「優秀な社員」を獲得するのが難しい状況になっています。

一方、厚生労働省の発表によると、新卒新入社員が3年以内に離職する割合は、大卒新卒者が3割、高卒新卒者で5割、中卒新卒者はさらに高く7割といわれ、新卒新入社員の平均離職率は、『七五三』と評されています。

先日、A社より「社員の採用面接に立ち合っただけで欲しい」と言われました。

この会社では、採用後のミスマッチが多く、社員教育などの研修後、現場に配属されて間もなく退職する社員が増えており、結果、時間やコストのムダが生じ大きなリスクとなっているのです。

「やりたい仕事だと思ったが違っていた」、「会社に安定性や将来性が見えない」、「仕事内容が給料と見合っていない」、「休みが思うように取れなくて自分の時間がない」など退職理由は様々ですが、採用前の面接や、採用後の社員教育でミスマッチを防げたということも少なくないのではないのでしょうか。

そこで今回は、良い人材を採用するための「面接ポイント」と、離職率を軽減するための「社員教育エッセンス」をお伝えします。

ミスマッチを生まない 面接ポイント

私は面接で必ず質問する7つの項目があります。

①「志望動機」

「なぜ弊社で働きたいと思ったのですか？」

「弊社でどんなことに取り組んでみたいと思っていますか？」などを伺います。

どうして弊社なのか！ということが語れる人には、「どうしても入社したい！」という思いを見ることができます。

ただ単に、給料や休日などの条件だけを重要視している人には、熱意というものが感じられません。

②「職務経験」

「今までどんなお仕事をされてこられたのか」（新卒者であれば学生時代にがんばったこと）を伺います。

仕事に対する姿勢や乗り越えてきた経験値などが見えてきます。

仮に、職種や仕事内容は異なっても、今後の働き方に繋がるものが見えてきます。

③「自己PR」

ここが一番大切なところですので、より具体的に話してもらいます。

例えば、「私は、常に向上心をもって働いてきました。」と言われたら、「例えばどんなことに、向上心をもって取り組んできましたか？」と質問するのです。

仕事や学生生活を通じて身についた能力や知識、価値観や性格など、その人にしか語れないエピソードから、その人の可能性などを確認することができます。

④「長所と短所」

全ての物に表と裏があるように、人には良いところもあれば悪いところもあります。

自己を客観的に捉えることができ、短所に対し



ては、自分なりに克服しようとする努力をする人なのかを見定めます。

⑤「転職理由」（中途採用の場合）

特に、短期間で辞められた経験がある方は、理由を伺います。

退職理由第一位は、「人間関係」と言われていますが、離職率にも大いに関係するところですので、ここはじっくり話を聞いてみる必要があります。

⑥「資格や趣味、特技」

資格については、どの程度実践経験があるかということは勿論ですが、その資格をいつ取得したか？ということも重要となります。

例えば、「工作上必要と思い取得しました。」というのであれば、この人は、新しい職場でも必要と感じたことに関しては、学んでいくタイプかもしれません。

また、趣味や特技などの話を聞くのも有効で、その人の素顔が見えてくることがあります。

話が盛り上がってくると、面接用に用意した顔ではなく、素の顔が見え、採用可否の判断材料の一つになる場合もあります。

⑦「バックグラウンド」

例えば、体調やご家族のことなど、仕事をする上で気になることがあれば、その対処法などを伺ったりします。

まだ小さいお子さんがいらっしゃる方や介護を必要とすご両親と同居をされている方など、採用前に自社の制度と照らし合わせながら話し合うことも重要かもしれません。

この7つの質問に+αとして、「見ため」や「態度」にも目を配ります。

社員の見ためや態度は、そのまま会社のイメージに繋がるからです。

面接時の服装は、職種によって仕事をする服装と異なるかもしれませんが、その人の身だしなみを垣間見ることができます。

また、「挨拶」や「聞き方・話し方」にしても、その人の日頃のコミュニケーション能力を感じることができます。

社員教育エッセンス

①新卒向け社員教育のエッセンス

3年以内に離職された方々にカウンセリングをさせていただき、離職理由の原因を探りました。

もちろん理由は様々なのですが、一昔前のように提出書類は「履歴書」のみ、面接では長所と短所ぐらいしか質問をしてこなかった時代とは違い、履歴書+職務経歴書を提出、面接ではビジョンまでを語らせたりするようになったことに原因の一端があるのではないかと思います。

新卒の新入社員には、まだ仕事の意味合いや流れは見えにくいものです。

ここで、彼らの心に起こるのが「現実と自己ビジョンのギャップ」です。

面接時にビジョンを語らせたのであれば、内定後には労働条件の確認や就業規則の説明だけではなく、担ってもらう仕事内容は、描いたビジョンにどう繋がるのか、またその人の仕事が会社にとってどれだけ重要なものなのか、会社側としての期待度などを社員教育で伝えることが重要です。

適宜、将来へのキャリアコースを描く機会があれば、現時点の自分の役割を理解し、会社という組織で同じ目標を掲げ、邁進するイメージが生まれ、離職率低下につながっていくことでしょう。

②中途採用向け社員教育のエッセンス

再就職後の定着支援としてカウンセリングも行っています。

3年以上定着されている方々に定着理由をお伺いすると、「賃金や休暇制度、労働時間などの条件に納得感が持てる」という他に、「計画的なOJTやメンター制度が充実している」、「資格取得支援がある」、「職場環境の美化や安全性が確保されている」などの声が聴かれます。

どんなに経験を積んだ方でも、新しい会社では新入社員です。

仕事の流れや注意点、お客様との関係性や同僚との信頼など、一つひとつ築きながら自分の役割を果たすために努力をされています。

企業は、そのための支援を制度や風土として整えられるかということが重要なかもしれません。

そして、社員の一人ひとりが仕事を通じ成長感を味わい、やりがいや働き甲斐を実感することができれば、「優秀な人材」は自社で育ち、おのずと企業も成長するのではないのでしょうか。

広報委員が心に留まった記事をお届けします

広報委員の興味しんしん

谷中の防災とコミュニティ 2

広報委員：佐藤明人（文・写真）

以前、広報誌平成24年7-8月号にて「谷中の防災とコミュニティ」と題した記事をこのコーナーに掲載しました。今回は、第2弾と致します。

■ 谷中防災コミュニティセンター

谷中コミュニティセンターは、地域の防災強化とコミュニケーションの向上を図るため、平成24年11月より建替工事に入り、「谷中防災コミュニティセンター」として平成27年3月に完成・オープンとなりました。

防災関係では、上野台地という立地を生かし、災害対策本部である区役所本庁舎が被災した場合に備えて、『防災対策本部の代替施設機能』として、防災本部が設置できるように情報通信設備等を備えています。また、地区本部機能強化のため、西部区民事務所谷中分室も谷中防災コミュニティセンター内に移動し、大地震などの際には、西部区民事務所谷中分室が『災害対策本部谷中地区本部』となり機能します。

更に、備蓄倉庫の拡充、上野消防団第7分団本部の設置。いざという時、集会室前のガラス可動扉を開放し、防災広場と一体化され、利用者の安全確保・応急救護・物資の集配など、活動拠点として有効に活用されることと思います。

普段は、西部区民事務所谷中分室、谷中区民館、谷中児童館、谷中こどもクラブ、中央図書館谷中分室があり、地域の方々が日常的に利用します。それによって、馴染みのある施設を利用し、コミュニケーションを深め、災害時に円滑に活動する事ができます。



地図：台東区ホームページより



▲谷中防災コミュニティセンター



▲情報通信設備等



▲上野消防団第7分団本部



■ 木造密集市街地

江戸からの寺町谷中は震災や戦災で焼失を免れた地区が多く、明治・大正・昭和の建物が残り、古き良き暮らしの文化が引き継がれています。その魅力を求めて移り住む人も増え、人気も高まっております。

しかし全体的に道路が狭く、路地も多いことから防災上、避難・消火などが難しい地域でもあります。

東京都では、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善に取り組み、特に改善を図るべき地域を「不燃化特区」に指定しています。

谷中二・三・五丁目地区は、これまでも密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりに取り組んできましたが、2014年4月1日に都から「不燃化特区」の指定を受けました。行政の戸建建替え助成や、老朽建築物除却助成などの支援制度を利用して、不燃化が重点的に行われています。

しかし、道を広げたり、不燃化・耐震化の推進には非常に時間が掛かりますので、今出来る事から進めていきたいと思えます。

まず、出火から消防車が到着して消火活動を開始するまでには、ある程度時間が掛かります。火を出さない事が一番ですが、万が一の時は、消火器や、道路上にある消火栓や排水栓に差し込み、ホースをつなぎ消火を行うスタンドパイプなどを使用して初期消火が出来るといいと思えます。

それには、簡易水道消火装置(町かど散水栓)を設置して、日常から散水などに使用し、使い慣れていると初期消火、延焼を遅らせることが可能になると思えます。



■ 谷中まつり

「第17回谷中まつり」が10月8日(土)～10月9日(日)に、メイン会場を防災広場「初音の森」・谷中防災コミュニティセンター、サブ会場を「旧・吉田屋酒店」「谷中小学校」「谷中五重塔こども公園」「岡倉天心記念公園」にて開催されました。あいにく両日とも午前中が雨でしたが、町会・地域団体の模擬店、メインステージでの演奏、ヒーローショー、スタンプラリーなど、各イベントが行なわれ、谷中の町全体が会場となり、同時に谷中の風情も楽しむことができました。

今後も、災害時に戸惑わないように、施設や周辺を日常的に利用し、皆の顔が見えるよう地域ぐるみで防災に取り組みたいと思えます。



◆ 台東区のホームページより許可を得て一部抜粋しております。
<http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kenchiku/bosaimachizukuri/index.html> より

税務署からのお知らせ

申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です！！

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告書などには
マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です

国税分野におけるポイント



税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください

▶マイナンバーの記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成28年分の場合) ⇒平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	(平成28年1月1日に相続があったことを知った場合) ⇒平成28年11月1日まで
法定調書 ※1	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、 平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書 ※2	平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

- ※1 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。
なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。
- ※2 平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

マイナンバーカード（個人カード）をお持ちの方は

マイナンバーカード（個人番号カード）



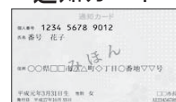
(表面)

(裏面)

※マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、**表面及び裏面の写し**が必要となりますのでご注意ください。

マイナンバーカード（個人カード）をお持ちでない方は

通知カード



運転免許証、公的医療の被保険者証など

運転免許証



【番号確認書類】

＜ご本人のマイナンバーを確認できる書類＞

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）などのうちいずれか1つ

【身元確認書類】

＜記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類＞

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の



をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

電子帳簿保存法における スキャナ保存の要件が改正されました

平成 28 年度の税制改正により、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年 3 月 31 日号外大蔵省令第 43 号）」の一部が改正され、いわゆるスキャナ保存の要件のうち一部が改正されました。

～改正の概要～

1 スキャナについて、「『原稿台と一体型』に限る」要件を廃止

これまで、国税関係書類の読み取りを行うスキャナについては、「原稿台と一体型に限る」という要件がありましたが、この要件が廃止されました。

2 領収書等の受領者等が読み取る場合の要件を整備

領収書や請求書等について、その受領者や作成者が読み取る場合、受領等後、その者が署名の上、3 日以内にタイムスタンプを付すことが要件とされました。

また、この場合で、読み取る国税関係書類の大きさが A4 以下であるときは、大きさに関する情報の保存が不要とされました。

上記 1・2 の改正により、例えば、受領した領収書を社外でスマホで読み取ることができるようになりました。

3 小規模企業者の特例を創設

保存義務者は、いわゆる適正事務処理要件（①相互けんせい、②定期的なチェック、③再発防止策）に関して、事務手続や規程を整備するとともに、これらに基づいた事務処理を行う必要がありますが、保存義務者が小規模企業者の場合で、②の「定期的なチェック」を税務代理人が行うときは、①の「相互けんせい」の要件については不要となります。

～申請に関する Q & A～

Q 改正後の要件でスキャナ保存するためにはどうするの？

A. 国税関係書類を改正後の要件でスキャナ保存しようとする場合には、電子データの保存により書類の保存に代える日の3か月前の日までに「申請書」を提出する必要があります。

この改正による申請書の受付は、平成28年9月30日からですが、平成29年1月1日から改正後の要件でスキャナ保存しようとする場合、申請書の提出期限となる「3か月前の日」も、平成28年9月30日となり、申請書を提出する日が限られております。

なお、改正前の要件に係る承認を受けた方が、改正後の要件による保存を行うため「申請書」を提出し承認を受ける場合、改正前の要件に係る承認の「取りやめの届出書」を提出する必要はありません。

Q 既にスキャナ保存の承認を受けている書類はどうなるのですか？

A. 既にスキャナ保存の承認を受けている書類であっても、平成28年9月30日以後に「申請書」を提出して承認を受けない場合、従来の要件で保存することになります。

電子帳簿保存法についての情報

申請書の様式やスキャナ保存を含めた電子帳簿保存法の Q & A については、国税庁ホームページに掲載されています。

詳しくは、[国税庁 電子帳簿保存法](#) [検索](#) ☆ 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

表紙 <<和太鼓 TAWOO>> 撮影:須賀広報委員

■平成28年11月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

国税に関するご質問・ご相談は…

インターネットでのご相談は早くて便利！

国税庁ホームページ（タックスアンサー）

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索も充実しています。

詳しくは、

タックスアンサー

検索

電話によるご質問・ご相談は

電話相談センター

電話相談センターでは国税に関する一般的な相談を受け付けています。まずは、管轄の税務署へお電話を！
税務署におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内しています。
最初に、ご用件に応じて「1」番か「2」番を選択してください。
※確定申告期間中は、選択番号「0」番が追加され、確定申告に関するお問い合わせに対応します。

1 国税に関するご相談

電話相談センターへ

引き続き、自動音声により税目別に番号をご案内します。
ご相談内容に応じて番号を選択してください。

- ①個人の方の年金・給与・事業などの所得税について
- ②給与や報酬支払・年末調整などの源泉徴収や支払調書について
- ③譲渡所得・相続税・贈与税・財産評価について
- ④法人税について
- ⑤消費税・印紙税について
- ⑥税務署の開庁時間など・その他の国税について
(相談先がご不明の場合・上記①から⑤以外の国税に関する一般的なご相談)

2

- 税務署からの照会、お尋ねに関するお問い合わせ
 - 担当職員（部門）へのご用の方
 - 面接相談の事前予約
- ご相談内容に応じて担当者におつなぎします。

税務署へ

東京上野税務署

〒110-8607 台東区池之端1丁目2番22号
上野合同庁舎

TEL: 03-3821-9001 (自動音声でご案内します)

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連特定退職金共済制度

東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-11-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaiikyoo.jp